

平成12年7月18日判決言渡，同日原本交付  
裁判所書記官 C

平成10年(ワ)第4523号 損害賠償請求事件  
(平成12年6月13日・口頭弁論終結)

判 決

大阪府枚方市〇〇町

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| 原        | 告 | X 1 |
| 原        | 告 | X 2 |
| 原        | 告 | X 3 |
| 原        | 告 | X 4 |
| 訴訟代理人弁護士 |   | A   |

大阪府枚方市〇〇町

|          |   |   |
|----------|---|---|
| 被        | 告 | Y |
| 訴訟代理人弁護士 |   | B |

主 文

- 一 原告らの請求を棄却する。
- 二 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

#### 第一 請求

- 一 被告は，原告X 1に対し，1178万0456円及びこれに対する平成9年9月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 二 被告は，原告X 2，同X 3，同X 4に対し，各392万6818円及びこれに対する平成9年9月5日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

#### 第二 当事者の主張

##### 一 原告の主張

- 1 被告（昭和29年4月2日生まれ）を加害者，Z（昭和7年12月4日生まれ。以下「Z」という。）を被害者とする下記のとおり交通事故（以下「本件事故」という。）が発生した。

記

発 生 日 時 平成9年9月1日午後9時50分ころ

発 生 場 所 大阪府枚方市〇〇町12番1号先交差点（以下「本件交差点」という。）

事 故 態 様 信号機により交通整理の行われている本件交差点南側横断歩道上を西から東に横断歩行中のZに，同交差点を西から南に右折しようとした被告運転の普通貨物自動車（以下「被告車」という。）が接触し，Zを転倒させたもの

被告の過失 交差点を右折する自動車運転者には、右折する方向の横断歩道上を横断する歩行者の有無を十分に確認すべき注意義務があるにもかかわらず、被告はこれを怠り漫然と横断歩道を通過しようとしたことにより本件事故を発生させた。

2 本件事故の結果、Zは急性硬膜下血腫、脳挫傷の傷害を負い、平成9年9月5日に死亡し、以下の損害が発生した。

(1) 逸失利益 1534万4425円

平成8年64歳女子労働者平均賃金

301万1900円

就労可能年数 9年

9年に対応する新ホフマン係数 7・278

生活費控除率 30パーセント

$3,011,900 \times 7.278 \times (1-0.3) = 15,344,425$

(2) 慰謝料 2500万0000円

(3) 葬儀費用 120万0000円

(4) 原告らの休業損害 16万0000円

原告らは、それぞれ1日1万円の収入があるが、本件事故からZ死亡までの4日間休業した。

(5) 交通費 4万4000円

Zの妹と姪が高知から来阪した費用

(6) 弁護士費用 214万0000円

(7) (1)から(6)の合計 4388万8425円

3 自賠償保険から原告らに対し、2032万7513円が支払われた。これを前項記載の損害額合計から控除すると残金は2356万0912円である。

4 原告X1はZの夫であり、その余の原告らはZの子である。前項記載の残金を法定相続分に従って分割すると原告X1の相続額が1178万0456円、その余の原告らの相続額がそれぞれ392万6818円となる。

5 よって、原告らは、被告に対し、自賠法3条及び民法709条に基づき、不法行為に基づく損害賠償として前項記載の各金額及びこれに対する不法行為後の日である平成9年9月5日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める。

## 二 被告の主張

被告の経験した事実は以下のとおりである。

被告が、平成9年9月1日午後10時ころ、被告車を運転して本件交差点を西から南に右折しようとしたところ、同交差点南側に設置されている東西方向の横断歩道上に老婦人（後にZと知った。）が倒れているのを発見した。被告

は、横断歩道東端に被告車を止め、同女を抱きかかえて同交差点の東南角にある中華料理店の前に運び、通行人に警察と救急車を呼ぶように依頼した。

以上のとおり、Zは被告が本件交差点に到達する前に何らかの理由で転倒していたものであり、被告車がZに衝突した事実は存在しない。すなわち、原告らの主張する「本件事故」は発生していない。

### 第三 当裁判所の判断

一 本件全証拠によっても、被告車がZに衝突したと認めることはできず、他に被告による被告車の運行とZの傷害及び死亡の間に何らかの因果関係を認めるに足りる証拠も存在しない。その理由は以下のとおりである。

#### 1 Zの外傷（甲5～7）

Zの外傷は、アスファルトの路上に転倒した際に生じたと考えられる後頭部の挫傷と左手掌部の内出血だけであり、自動車との衝突・接触を窺わせる外傷は一切存在しない。

#### 2 被告車の損傷、衝突の痕跡（甲12, 13）

(1) 被告車には、車体の凹み、塗装の剥離等の人間その他の物体との衝突・接触を窺わせる損傷は一切存在しない。

(2) 枚方警察署司法警察員警部補K1及び同巡查K2が、平成9年9月1日午後10時35分ころから午後11時5分ころまでの間に本件交差点付近及び被告車の実況見分を行っており、両名が同年同月3日付けで作成した実況見分調書の「加害車両の検査」欄には、「衝突部位にあつては、車両右側面ボディ部（車両右前端より1・50～1・65メートル部）に払拭痕が認められた。」と記載されている。そしてK1及びK2は被告に対する刑事事件の公判において上記払拭痕について、埃を拭ったような跡が鮮明に残っていたと証言している。

しかしながら、右払拭痕を撮影した写真は上記実況見分調書には添付されておらず、その点についてK2は撮影に使用したカメラが故障していたためであり、撮影に失敗したネガは切断処分したため存在しないと説明する。

しかし、カメラの故障自体それほど頻繁に生じる事態とは考えにくい。その上、K2はカメラの故障に平成9年10月20日に再度実況見分をした際に気づいたと証言しながら、その後カメラを修理しておらず、結局カメラはK2が証言した翌日である平成11年6月25日に修理に出されたことになっている。そうすると、上記カメラは故障が発見されてから約1年8か月間も故障したまま放置されていたことになる。しかし、枚方警察署の交通捜査係には3台しか備品のカメラがないとのことであり、交通捜査上カメラの使用頻度は高いと考えられることから、カメラの故障につ

いてのK2の説明と修理の経過には不自然さを覚えざるを得ない。

また、本件では被告車の損傷などがなく、物的証拠が薄弱であることは捜査の初期から明らかだったはずであり、有力な客観的証拠となるべき払拭痕を撮影したネガを、たとえ撮影に失敗したとしても簡単に廃棄処分にしてしまったということも容易に信用しがたい（しかもネガのうち、払拭痕を撮影したという部分だけが切断処分されており、保管方法の妥当性にも疑問を感じる。）。

逆に、被告は、検察官及び警察官の取調べに対しても刑事事件の公判においても、警察官は擦ったような跡があると言ったが、その跡を指し示してもらっていない、警察官は写真は撮っていないと一貫して供述している。また、実況見分に立ち会った被告の妻も現場でフラッシュが光った記憶はないと供述している。

このような証拠関係からすると、そもそも払拭痕を撮影したというネガの存在自体、すなわち払拭痕の撮影の事実自体に疑問を持たざるを得ない。

以上のとおり、払拭痕の存在を基礎付ける証拠は実況見分調書の記載とこれを作成した警察官の証言しかなく、これらを裏付ける客観的な証拠が欠如しており、しかも欠如に至った事情について合理的な説明がなされていないことになる。

当裁判所としては、実況見分調書の記載と警察官の証言だけに基づいて払拭痕が存在したとの事実を認定することには躊躇せざるを得ない。すなわち、払拭痕の存在を認めるのに十分な証拠は存在しないといわざるを得ない。

(3) さらに、車体の払拭痕は人が車体に寄りかかるなどの日常的な接触でも生じると認められるところ、上記払拭痕が存在したという位置は、生川の証言によれば「運転席ドアの後ろ、後部のスライドドアの開閉部の、それよりわずか後ろぐらい」とのことであるから人や物が接触する機会も多く、払拭痕が生じる可能性も大きい位置であると思われる。まして、被告は、被告車を自己の営業するうどん類の製造販売業の荷物運搬用にも用いており、運転席への人の乗降や後部スライドドアからの物品の出し入れは少なくないと推測される。

加えて、Zの着衣、皮膚等から被告車の塗料や被告車から転移したと考えられる埃が検出されたとか、逆に被告車からZの着衣の繊維が検出されたとの捜査報告、鑑識結果等は存在しない。

また、そもそも払拭痕が存在したという位置も被告車の右側面であり、前方にZが倒れているのを発見したという被告の供述と一致しない。

これらを合わせ考えると、仮に実況見分調書記載どおりの払拭痕が被告

車に存在したとしても、それがZとの接触によって生じたものと断定することもできない。

3 本件交差点で発見されるまでのZの行動（甲5，12，13）

Zは、平成9年9月1日午後8時30分ころ、自己の快気祝い（Zは2，3週間前まで入院していた。）の品を渡すために訪問していた近所の知人宅を退出したが、その後本件交差点に至るまでの経路は不明である。本件交差点はZの自宅から徒歩数分の距離にある。また、本件交差点付近にZが快気祝いの品を入れていたと思われる空の百貨店の袋が落ちていた。

このようなZの行動及び本件交差点と知人宅，Zの自宅の位置関係等からすると，Zが本件交差点で転倒しているところを発見されるまでの経過について，以下のように推認することも可能である。

Zは午後8時30分ころ知人宅を退出した後，自宅への帰途につき，その途中で本件交差点にさしかかった。知人宅から本件交差点までの所要時間は証拠上必ずしも明らかではないが，退院後間がない高齢（64歳）の女性であるZが徒歩で訪問できる程度の距離にあることからして，知人宅が1時間以上もかかる場所にあることは考えにくい。すると，Zは午後9時50分よりも相当前に本件交差点付近に到達していたとも考えられる。すなわち，Zは午後9時50分より前から何らかの理由により本件交差点に転倒していた可能性は否定できない。

もっとも，Z発見後間もなく実施された実況見分によれば，本件交差点の南北方向の交通量は，3分間に8台とされていることからすると，被告が本件交差点に至る前になぜZが他の者によって発見されなかったかについて疑問は残る。しかし，夜間であるため発見が遅れたこともあり得るし，仮に被告以前の発見者がいても，その者が関わり合いになることを恐れて何らの救助，通報をしなかった可能性もあり得る。上記疑問は，必ずしもZが被告によって発見される前から転倒していた可能性を否定するものではない。

4 本件交差点で発見された後のZの言動（甲5～7，12，13）

Zは，本件交差点で発見された直後から救急車によって病院に搬送された後少なくとも平成9年9月2日午前0時35分ころまでは意識があり，通行人に自宅の電話番号を教えるよう依頼したり，被告，原告X1，警察官，医師，看護婦らに対して「頭が痛い」「おしっこしたい」などと訴えたりしたが，被告車に衝突されたとか，何らかの意味で被告を非難するような内容のことを訴えた形跡はない。

なお，Zはその後意識がなくなり，同日緊急手術を受けたが，翌3日脳死状態となり，9月5日に死亡した。

5 被告の言動（甲10～14，乙1）

被告は、原告X1などに対し、Zが死亡するまでに数回謝罪の言葉を述べている。

しかし、自己の運転する車の進行方向に人が倒れているのを発見し、しかも飲酒運転（酒酔い運転ではない。）をしているという負い目があった被告が、動転して咄嗟に自車が衝突したのではないかと思ひ込んで謝罪するということは十分理解できる。被告が謝罪した事実から、被告がZに自車を衝突させた事実を認めていたものと決めつけることは相当ではない。

他方、被告は、刑事事件の捜査の当初から公判の最終陳述まで一貫して、人に衝突した感触はなく、衝突音も聞こえなかった、覚えているのはZが倒れているのを見たことだけである旨の供述をしており、単に罪責を逃れるために虚偽の弁解をしているとも思えない。

被告に対しては、平成11年12月16日に禁錮1年6月、執行猶予3年の第一審判決が宣告され、右判決は被告が控訴権を放棄したため確定している。原告らは、被告が刑事の有罪判決に納得したからこそ控訴権を放棄したのでであると主張する。

しかし、無実の確信を持っている者であっても、刑事被告人という立場にあること自体が社会的・精神的負担となることから、第一審判決が執行猶予付であればあえて控訴しないという選択をせざるを得ない場合も現実には考えられ、被告が有罪判決に対して控訴しなかったからといって責任を認めたものと一概にいうことはできない。

6 以上のおおり、結局、被告車がZに衝突・接触したことを認めるに足りる証拠は存在しない。他に、仮に接触はなくとも、例えば被告車の出現に驚いてZが転倒したなど、被告の行為に起因してZ死亡の結果が生じたことを示す証拠も存在しない（もっともZが被告車の出現に驚いたとしても、それだけで被告に過失が認められるわけではない。）。

原告らとしては、被告に責任がないとするならば、いかなる理由でZが転倒したのかという疑問を当然持つと思われるが、その点については証拠上不明であるといわざるを得ない（Z自身が自分で足を滑らせるなどして転倒した、歩行中何らかの発作に襲われて転倒した、第三者又は他の自動車により転倒させられた等様々な可能性が考えられるが、証拠上認定することは不可能である。）。

## 二 結論

以上のおおり、原告らの主張する交通事故の発生自体が認められない以上、自賠法3条によっても、民法709条によっても被告に対する損害賠償請求を認める余地はないものといわざるを得ない。

よって、原告らの請求を棄却することとする。

大阪地方裁判所第15民事部

裁 判 官            平   野   哲   郎